



# 川 越

2026年1月

# 農委スポット情報



## 地域農業者紹介

芳野地区で「いちごハウス きみしま」を経営している新規就農者の君島つぐみさんを御紹介します。

君島さんは、市役所職員として就職、仕事を通して人とのつながりの中から、農業に興味を持ち、農業法人やいちご生産者のもと、2年間研修を受けました。就農にあたっては、借り入れ先農地が見つからぬなど苦労もありましたが、多くの方のご支援により観光農園を開業することができました。

現在は紅ほっぺやあまりん、べにたま、すず、あきひめの5品種をご家族や従業員の皆さんと一緒に栽培しています。

12月末からゴールデンウイーク明けまでいちご狩りを行うため、9月末には一万株の苗を植えました。かがまず収穫ができる高設栽培とし、通路の幅を広くするなど、様々な工夫をしています。

将来的には、規模を拡大し、

美味しいいちごを

今よりたくさん

生産したいとの

ことでした。



いちごハウス きみしま  
ロゴマーク

### 主な内容

- ◇年頭の御挨拶……………2
- ◇川越の農業に関する懇談会を開催……………2
- ◇川越市農業施策に関する意見書の提出…3
- ◇農政課からのお知らせ ………………4

# 年頭の御挨拶

川越市農業委員会 会長 渋谷 武



このような中、農業委員会は、全委員が一丸となり、農地の保全と農業の振興に向け、担い手への農地の集約や遊休農地の解消、新規就農の促進など、引き続き、農地利用最適化の推進に取り組んでまいります。

皆様には、日頃から農業委員会活動への深い御理解と御協力を賜りまして、厚く御礼申し上げます。

さて、昨今の農業を取り巻く環境は、農業者の高齢化や後継者不足、猛暑による作業環境の悪化、物価上昇に伴う農業資材や燃料価格の高騰、病害虫被害など厳しい状況が

続いています。



令和7年9月25日に、JAいるま野本店において、JAいるま野川越米出荷組合連絡協議会の皆様と農業委員及び農地利用最適化推進委員との懇談会を開催いたしました。

この懇談会は、地域農業の

振興を図るため、各種団体の皆様からさまざまご意見を伺い、本市農業施策に役立てるとともに、参加者と本市農業の現状を共有することを目的に実施しています。

懇談会では、「川越市の農業について感じていること」

をテーマに意見交換を行い、限られた時間の中、後継者問題や遊休農地の対策などについて、活発な意見交換が行われました。また昨今の米を取り巻く状況についても説明が行われました。

農業委員会では、地域の実情と農業者の意見を踏まえ、関連施策の推進について関係行政機関に意見・要望してまいります。

## 川越の農業に関する懇談会を開催

振興を図るため、各種団体の皆様からさまざまご意見を伺い、本市農業施策に役立てるとともに、参加者と本市農業の現状を共有することを目的に実施しています。

懇談会では、「川越市の農業について感じていること」をテーマに意見交換を行い、限られた時間の中、後継者問題や遊休農地の対策などについて、活発な意見交換が行われました。また昨今の米を取り巻く状況についても説明が行われました。

農業委員会では、地域の実情と農業者の意見を踏まえ、関連施策の推進について関係行政機関に意見・要望してまいります。

# 令和8年度川越市における農地利用最適化の推進に係る 施策等に関する意見書を提出



令和7年10月21日に森田初恵市長に「令和8年度川越市における農地利用最適化の推進に係る施策等に関する意見書」を提出しました。

この意見書は、農業者の声を広く市政に反映させるために各地域の皆様の代表である農業委員及び農地利用最適化推進委員から意見・要望を募り、令和7年9月25日開催の第502回川越市農業委員会総会において討議し、議決されたものです。

詳細については市のホームページを  
ご参照ください。



詳しくはこちら

## 農業者年金に加入しませんか？

農業者年金は「国民年金だけでは老後の生活が不安」という農業者のためにつくられた公的年金制度です。農業者年金は、税制面でも民間の個人年金保険とは大きく異なり、様々な優遇措置があります。

- 支払った保険料が全額社会保険料控除
- 年金資産の運用益も非課税
- 受け取る年金も公的年金等控除の対象
- 死亡一時金は非課税



興味をお持ちの方は、お近くのJA又は農業委員会事務局にお尋ねください。  
戸別訪問での御案内もいたします。

### 編集委員から一言

今回、表紙を飾った君島さんは農業法人でいちごの栽培について学び、認定新規就農者となり、伊佐沼近くの農業ハウスを借り入れて観光農園を開設しました。更にいちごハウスを拡張しようと考えている元気のある農業女子を地域としても応援したいと思います。

芳野地区農業委員 大野 美智明

## 全国農業新聞を購読しませんか？

【発行日】毎週金曜日

【購読料】月額700円

※令和8年4月1日より、  
購読料は月額900円に改定されます。

【お問合せ先】

埼玉県農業会議 (TEL048-829-3481)

【お申込み先】

農業委員会事務局 (TEL049-224-6134)



農地を相続した場合は  
「農業委員会への届出」  
が必要です

農地の権利を相続等で取得した場合は、農業委員会にその旨を届出することが義務化されています。「農地法第3条の3の規定による届出書」の提出をお願いします。届出書は市のホームページからダウンロードできます。



詳しくはこちら

事故を誘発したり、ゴミの不法投棄の温床となるなど、生活環境に重大な影響を与える可能性があります。

農地を所有する方は耕作されない場合も、定期的な耕うんや除草など農地の適正管理に努めるようお願いします。

農地の管理は  
適正にお願いします

耕作されていない農地に、雑草が生い茂つて困つているといった苦情が多数寄せられています。荒廃した農地は、病害虫や火災の発生原因となるだけでなく、見通しが悪くなることで交通

農地改良後は農地として利用してください

農地の有効利用や耕作の利便性向上のために盛土等（農地改良）を行うときは、工事の前に農業委員会へ農地改良の届出又は県知事の一時転用許可が必要です。また、大切な農地に耕作に適さない土を入れられます。耕作に適さない土を入れられることが無いように、工事は信頼できる業者に依頼しましょう。

## 農政課からのお知らせ

### ナガエツルノゲイトウの発生について

繁殖力が非常に強い特定外来生物に指定される雑草です。処理方法等、詳しくは、市ホームページをご確認ください。

### ナラ枯れ被害について

「ナラ枯れ」とは、「カシノナガキクイムシ」という虫がナラ類などの樹木に穿入（せんにゅう）し、木を枯らしてしまう現象です。被害木については、枯死や倒木等に至る危険がありますので、所有者の責任で処理を行つていただく必要があります。処理方法等は、専門業者に相談することをおすすめします。

農政課 農地保全担当  
TEL 224-5939



詳しくはこちら

### 農地中間管理事業について

現在、農地の貸借は、農地法第3条または、農地中間管理機構を介した手続き（農地中間管理事業）のみとなっています。

これまでの農業経営基盤強化促進法（利用権設定）に基づく契約が終了する方を対象に、農地中間管理事業への切替案内を通知します。貸借を継続希望の方は、農地中間管理事業へご参加いただくよう、お願いします。令和8年5月から、農地中間管理事業の説明会を本庁舎にて開催予定です。書類の書き方などを説明します。参加は予約制（電話もしくはLOGOフォーム）で最少催行人数5名・上限人数12名です。その他詳細は、市ホームページをご確認ください。

農政課 経営支援担当  
TEL 224-5939



農地中間管理事業について



農地中間管理事業説明会について



LOGO フォームでの申請は  
こちらから